



2025年10月15日

各 位

会社名 株式会社東名
代表者名 代表取締役社長 日比野 直人
(コード番号 4439 東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 執行役員管理本部長 山崎 賢治
(TEL. 059-330-2151)

株式需給緩衝信託[®]の設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式需給緩衝信託[®]（以下「本信託」という。）の設定を決議しましたので、お知らせします。

記

1. 本信託設定の目的および背景

当社の経営理念は「すべての人々に感動と満足を提供し続けます。」であり、現状のオフィスに不可欠な情報システムやインフラ環境の整備等、さまざまな課題を解決する総合サポート企業です。ソリューションカンパニーとして新しい価値の創造（感動）を提供するため、より良い社会づくりに貢献する企業グループである続けることを目指しております。

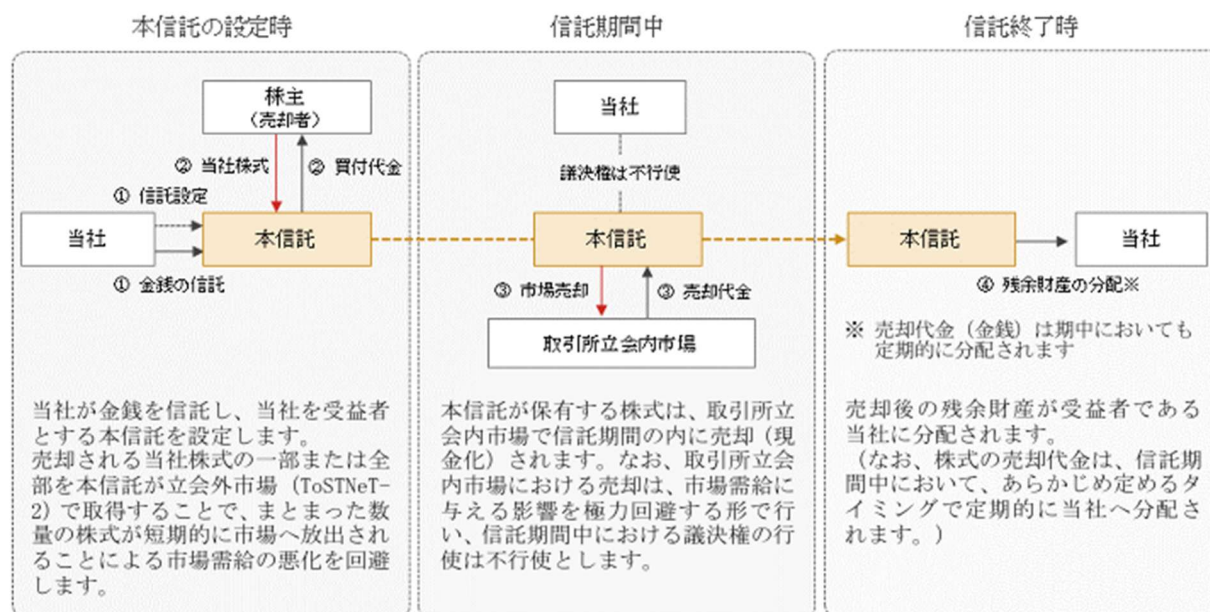
この経営理念の下、当社は、企業活動を通じて、環境、社会の持続可能な発展に貢献することをめざしており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの充実・強化が必要であると認識しております。そのためには、株主の多様化を推進することで経営の透明性を高めることが重要であり、当社企業価値の向上に繋がるものと考えております。

この様な考え方のもと、今般、当社の流通株式を増加させるため、当社の代表取締役会長であり筆頭株主でもある山本文彦氏（2025年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する保有割合42.22%）に対し、その保有する当社株式の一部の市場売却（以下「本株式売却」という。）を要請し、応諾を得るに至りました。しかしながら、現在の当社株式の市場流動性を鑑みた場合、本株式売却による市場需給への影響を極力回避するためには、日々の売却数量（売却の市場参加率）を抑制し、十分な時間をかけた売却が不可欠であると考えております。そのため、当社として様々な株式売却手法を比較検討した結果、下記「2. 本信託の概要」に記載の【本信託のメリット・特徴】および【本信託のデメリット・留意点】を勘案した上で、本信託を活用し、当社として本株式売却による市場需給への影響を可能な限り軽減させることが、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適うものと判断いたしました。

2. 本信託の概要

本信託では、当社の流通株式を増加させることを目的に、当社の非流通株式所有者である大株主から売却される当社株式を念頭に、当社が拠出する資金を原資として東京証券取引所の立会外取引（ToSTNeT-2）により当社株式を取得し、その後、当社株式の市場需給に与える影響を極力回避する方法で当社株式を売却します。本信託が取得した当社株式は信託期間の内に売却され、売却代金はあらかじめ定めるタイミングで定期的に当社へ分配されます※。

※ 当社は、本信託が当社を受益者とする自益信託であることから、会計処理において自己株式として扱うこととし、本信託において株価上昇により処分差益が生じた場合は「その他資本剰余金（純資産）」の増加、株価下落により処分差損が生じた場合は「その他資本剰余金（純資産）」の減少として処理する予定です。なお、本信託による当社株式の売却状況については、月次の頻度で開示を行う予定です。



なお、本信託による当社株式の取得（以下「本取得」という。）ならびに本取得株式の保有および売却においては、自己株式にかかる諸規制（会社法第155条乃至第160条、第165条、第461条等）の主旨・目的および本信託の内容を勘案し、必要と考えられる規制に対応した形で行われるものとしています。

【本信託のメリット・特徴】

- ① 非流通株式所有者である大株主から取得する当社株式を、取引所立会内市場で売却することにより、当社の流通株式を着実に増加させることが期待できる。
- ② 日々の売却数量（売却の市場参加率）を抑制し、十分な時間をかけて売却していくことで、当社株式の市場流動性の向上ならびに株式売却による市場需給への影響の軽減が期待できる。
- ③ 本信託による当社株式の取得においては、自己株式取得取引でも使われている東京証券取引所の立会外終値取引（ToSTNeT-2）を用いることで、売却を予定している大株主のみならず、他の株主にも売却できる機会が確保されており、売却機会の平等性が確保されている。
- ④ 信託期間中の株価推移（株価上昇）によっては、当社が拋出する取得資金と受領する売却代金との間で処分差益が生じる可能性がある。

【本信託のデメリット・留意点】

- ① 立会内市場における売却により、当社株式の市場需給に対し、本信託による当社株式の売却が完了するまでの間、継続的な影響が生じる可能性がある。
- ② 信託期間中の株価推移（株価下落）によっては当社が抛出する取得資金と受領する売却代金との間で処分差損（ただし、当社が抛出する取得資金が限度となる。）が生じる可能性があり、相応の金額となる可能性がある。また、当該処分差損が更なる株価下落の要因となる可能性がある。

3. 本信託の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託者 | : 当社 |
| (2) 受託者 | : 野村信託銀行株式会社 |
| (3) 受益者 | : 当社 |
| (4) 議決権行使 | : 本信託内にある当社株式については議決権を行使しないものとする |
| (5) 配当金等の取扱い | : 本信託内にある当社株式に対し支払われる配当金を受領する |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 |
| (7) 信託契約日 | : 2025年10月15日 |
| (8) 信託の期間 | : 2025年10月15日（予定）～2027年8月31日（予定） |
| (9) 信託の目的 | : 大株主から売却される当社株式を念頭に、当該売却による当社株式の市場需給の悪化を軽減させるとともに、当社流通株式の増加を図ること |

4. 本信託における当社株式の取得方法

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 取得株式の種類 | : 当社普通株式 |
| (2) 取得する株数（上限） | : 1,000,000株（発行済株式総数（自己株式除く）に対する割合3.3%） |
| (3) 株式の取得価額の総額（上限） | : 1,300,000,000円 |
| (4) 株式の取得時期 | : 2025年10月17日（予定）～2025年10月23日（予定） |
| (5) 株式の取得方法 | : 東京証券取引所における立会外終値取引（ToSTNeT-2）による取得 |
| (6) 株式の取得価格 | : 株式取得日の前営業日の終値 |
| (7) 株式取得日 | : 株式取得日の前営業日に開示予定 |
| (8) 本取得の停止条件 | : 本取得により本信託の目的の遂行が合理的に見込まれること |
| (9) 取得および信託のために抛出する資金 | : 1,331,324,128円 |

5. 本信託における当社株式の売却方法

本信託における当社株式の売却は、取引所立会内市場取引により行われ、当該売却代金は当社が受領します。なお、信託期間における具体的な売却の執行は、あらかじめ信託契約に定められた執行方針に基づいて行われ、当社が指図することはありません。

<取引所立会内市場取引における執行方針の概要>

- ・当社株式の売却時期の分散に配慮しつつ、信託期間の内に売却を完了させることを目標とする。なお、当初信託期間満了日までに信託財産に属する当社株式が残存する場合には、本信託の満了日は2028年8月31日に変更される。

- ・毎営業日における売却株数は、当日の株価基調等も勘案し、概ね15%程度を市場出来高に対する売却株数の割合となるよう努める。
- ・原則として売却注文は指値注文によるものとし、成行き注文による発注は行わない。
- ・株式市場の状況に応じて、一定の範囲内で売却ペースの調整を行うことがある。特に、株価が著しく下落する局面においては売却の一時停止を行うことがある。
- ・金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合は、上記にかかわらず速やかに売却を完了させる

6. 当社の業績に与える影響について

本信託の実施による当社業績に与える影響については、必要に応じて、四半期決算に反映させる形で開示します。

※ 株式需給緩衝信託®は野村證券株式会社の登録商標です。

以 上